	航空移動業務及び航空移動衛星業務						C								
	アマチュア業務													A	
国際電気通信連合憲章に規定する国際電気通信規則（電気通信業務を取り扱う際の基本的規定に限る。）の概要		A		C				C							
海上における人命の安全のための国際条約（附属書の規定を含む。）（電波に関する規定に限る。）の概要		A	A												
船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（附属書の規定を含む。）（電波に関する規定に限る。）の簡略な概要		B		C											
国際民間航空条約（附属書の規定を含む。）（電波に関する規定に限る。）の概要								A							

注　養成課程別の授業の要否及び程度の欄中、空欄は、その養成課程において授業科目の該当の項目の授業を要しないことを示し、「A」、「B」及び「C」の表示は、その養成課程において授業科目の該当の項目の授業に要する程度について、次のことを示す。

A……重点的、B……普通、C……簡単

○総務省告示第百五十九号

無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）第二十一条第一項第九号の規定に基づき、平成二年郵政省告示第二百五十号（無線従事者の養成課程の終了の際に行う試験の実施方法を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十三年四月十九日

総務大臣　片山　善博

第三項第一号(五)中「授業科目の項目」を「授業科目及び内容の分類のうち授業内容」に改め、同(五)(1)中無線工学の表を次のように改める。

養成課程の種別	区分	問題数	総数	試験時間
第三級海上無線通信士	電波の性質	二	十	六十分
	電気回路			
	半導体及び電子管			
	電子回路			
	無線通信装置	四		
	レーダー			
	混信等	三		
	空中線系			
	電波伝搬			
	整合			
	電源	一		
	測定			
	点検及び保守			
第四級海上無線通信士	電波の性質	四	二十	一時間三十分
	電気磁気			
	電気回路			
	半導体及び電子管	四		
	電子回路			
	無線通信装置	八		
	レーダー			
	無線航法装置			
	混信等			
	空中線系	四		
	電波伝搬			
	整合			
	電源			
	測定			
	点検及び保守			
航空無線通信士	電波の性質	三	十八	一時間二十分
	電気磁気			
	電気回路			
	半導体及び電子管	四		
	電子回路			
	無線通信装置	八		
	レーダー			
	無線航法装置			
	混信等			
	空中線系	三		
	電波伝搬			
	電源			
	測定			
	点検及び保守			